

会長	副会長	幹事長	局長	次長	主 幹	係長	主係

第12回神崎町・大河内町合併協議会会議録

開会日時 平成16年10月15日（金） 午後 1 時30分

場 所 大河内町保健福祉センター

神崎町・大河内町合併協議会

神崎町・大河内町合併協議会委員名簿

神崎町選出

大河内町選出

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	足立 理秋	町長	出
2号委員 3名	多田 昌	議員	出
	中塚 義之	〃	出
	奥野 恒夫	〃	出
3号委員 10名	高橋 勝洋	学識経験者	出
	竹國 洋子	〃	出
	中山祐美子	〃	出
	井上 秀男	〃	出
	廣納 正	〃	出
	足立 高正	〃	出
	堀口 勝久	〃	出
	尾上 徳美	〃	出
	藤原 鉄也	〃	出
	松原 博興	〃	出
8条委員	前川 清寿	県会議員	欠
	岡本 坦	中播磨県民局長	欠

区分	氏名	適用	出欠
1号委員	上野 英一	町長	出
2号委員 3名	小寺 義裕	議員	出
	立石 富章	〃	出
	高内 直喜	〃	出
3号委員 10名	岩本 精介	学識経験者	出
	正城眞佐子	〃	出
	上垣 博	〃	出
	藤原 昇	〃	欠
	松山 陽子	〃	出
	藤原 安晴	〃	出
	日和 貞憲	〃	出
	生田 良昭	〃	出
	藤原 博一	〃	出
	立岩三代子	〃	出

会 議 録

会議の名称	神崎町・大河内町合併協議会		
開催日時	平成16年10月15日(金) 開会 13時30分 閉会 16時28分		
開催場所	大河内町保健福祉センター		
議長氏名	小寺義裕		
出席者氏名	別紙「出席者名簿」のとおり		
欠席者氏名	別紙「欠席者名簿」のとおり		
会議事項	1 協議		2 会議結果
	協議第43号	新町建設計画(その2)について	原案可決
	協議第44号	その他事業(その2)出納業務の取扱いについて	原案可決
	協議第45号	町名・字名の取扱いについて	原案可決
	協議第46号	総務関係事務事業(その1)選挙関係事務事業の取扱いについて	原案可決
	協議第47号	農林水産関係事業(その2)の取扱いについて	原案可決
	2 提案		
	提案第37号	議会議員の定数及び任期の取扱いについて	提案
提案第38号	農林水産関係事業(その3)の取扱いについて	提案	
提案第39号	消防団の取扱いについて	提案	
会議の経過	別添のとおり		
会議資料	別添資料あり		
会 議 録 の 確 定			
確 定 年 月 日		署 名 押 印	
平成16年10月15日		署名委員 松 山 陽 子 印 中 塚 義 之 印	

会 議 経 過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内藤（事務局長）	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>本日、第12回の合併協議会をご案内いたしましたところ、ご多忙のところお繰り合わせの上お越しをいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>早速でございますが、初めに当たりまして議長さんからごあいさつをいただきます。よろしくお願いいたします。</p>
小寺（議長）	<p>どうも、皆さん、こんにちは。本日も、どうもご苦労さんでございます。</p> <p>ついこの前まで非常に残暑が厳しくて非常に暑いというような日があったんですが、昨日ぐらいからまた急に寒くなりまして、今朝ですと最低気温が10度を割って8度ぐらいというようなことで、急に寒くなってしまいました。ということで非常に皆さん体調管理、私もちょっと急に冷えてきたなという気がしまして、非常に体調管理には特に気をつけていただきたいと思います。</p> <p>それから、特に神崎町・大河内町合併協議会、本日12回目を迎えるわけでございますが、皆さんに合併協議会の中で協議をしていただく事項につきまして、約90%ぐらいが協議が完了をいたしております。</p> <p>本日につきましては、新町建設計画という、両町にとっては非常に重要な案件が本日提案をされておりますということでございますが、ご存じのようにこの14日の日に神戸新聞に、実は合併協議会に対しまして市川町から大変なお願いというようなことが新聞にも載っておりますたんですが、その問題につきましては、合併協議会の協議並びに提案の終わった後で両町の町長より説明をしていただくつもりでありますので、協議並びに提案の段階におきましては両町のみで2町ということで絞っていただいて決議をしていただきたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをいたします。</p> <p>終わります。どうもありがとうございました。</p>
内藤（事務局長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、上野副会長さんからごあいさつをいただきます。</p>
上野（副会長）	<p>皆さん、こんにちは。大変ご苦労さまです。</p> <p>今、姫路では灘のけんか祭りが行われておりまして、神崎町では先日の日曜日で全部祭りが終わったというふうに聞いております。大河内町では今度の土、日が日吉神社の祭りということで予定をされています。それ以外については同じように先週の土、日に行われました。祭りが行われると同時に、風もかなり冷たくなってきたようなところ</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
内藤（事務局長）	<p>で、議長さんのあいさつにありましたように、それぞれ体調管理に気をつけていただきたいというふうに思います。</p> <p>それから、今日は議題として新町建設計画（その２）についてが大変重要な議題になるのではないかなというふうに思います。私自身も、かねがね大河内町の中では合併の是非をこの合併協議会の中で判断するに、新町建設計画、そしてそれに伴う財政計画、そういうものが非常に大事であるというふうに言ってまいりました。</p> <p>しかしながら、これまでも、委員の皆さんからも出ているんですが、内容が少し理念とかそういうものが中心になっておりまして、もっと具体的なまちづくりについて提起するべきではないかなというふうな委員さんの意見もあったわけですが、なかなか具体的な計画については、この短期間の中ではそこまでの計画になっていないのではないかなというふうに思います。しかし、大きな理念としてはあらわれているのではないかなというふうに思います。</p> <p>それから最後に、１０月１４日の新聞報道のことについて時間がとってあるようですが、全くそれに触れないわけにはいきませんので、少しだけ触れさせていただいて、また最後に改めて触れさせていただいたらというふうに思います。</p> <p>唐突な感じでこういう新聞報道がされたわけでありまして、ただ、事前には意向打診といえますか、加えていただけないやろうか、そういうふうな話が少し前にあったのは事実であります。ただ、最低でも法定協議会の設置をして１６カ月という月日が必要であるというようなことから、基本的には、２町のこの協議会の中で形成をしてきました協定事項あるいは新町建設計画に基本的に沿ってもらわなければ、そういうことは不可能ですよという、そういうふうな大前提がありましたから、当然のことながら市川町の中でもそういうふうな内部調整が、大変重要な事項となりますので、そういう意味で少しこのような唐突な感で新聞報道があったということだけを最初に申し添えまして、開会に当たってのごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いをいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまごあいさつの中で触れられました市川町の合併方式でございますが、合併協への申し入れ等につきましては、議長のごあいさつにもありましたように、後ほど両町長から状況報告をいたすことになっておりますので、この点につきましてのご質問等につきましては、その際をお願いを申し上げたいと思います。この件、よろしくお願</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
小寺（議長）	<p>を申し上げます。</p> <p>本日の協議会は、顧問の前川先生が公務出張のため欠席をされております。また、藤原昇委員さんにつきましても欠席の旨の連絡がございましたので、ここでご報告を申し上げておきたいと思っております。</p> <p>それでは、議長、議事進行をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、会議次第によりまして進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員は28名中27名の出席をいただいておりますので、会議規則の定足数に達しております。よって、ここに会議の成立を宣言いたします。</p> <p>ただいまから第12回神崎町・大河内町合併協議会を開催いたします。</p> <p>本日の会議録署名委員に、松山陽子委員、中塚義之委員をそれぞれご指名申し上げますので、よろしくお願いをいたします。</p> <p>まずは、本日の会議につきましても発言に際しましては町名、お名前をお願いいたします。</p> <p>それでは、次第に従いまして進めてまいります。</p> <p>まず、協議事項についてお願いを申し上げます。</p> <p>協議第43号新町建設計画（その2）について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>事務局、お願いします。</p> <p>それでは、ご苦労さまです。</p> <p>協議第43号新町建設計画（その2）について提出する。</p> <p>平成16年10月15日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋でございます。</p> <p>この新町建設計画、いわゆる市町村の合併特例法という法律で定められております項目で、前回の第11回協議会のときにも、合併協議会における表現で、新町までに発足するとか、新町発足後調整するとか、いろいろあったわけですがけれども、この新町建設計画につきましては、合併特例法に定められておりますので、合併の申請するまでにきちっと定めておかなければならない項目でございます。</p> <p>そして、協定項目としましては、6番目に定めておるところでございます。</p> <p>そして、この新町建設計画につきましては、委員の皆様方と両町それぞれ6名ずつのこの建設計画の小委員さんご選任をいただきまして、計28名の委員でこれまで取り組んでまいったところでございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>そして、この新町建設計画、神崎・大河内の計画は、ページ数にいたしまして六十四、五ページに全文至るところでございます。</p> <p>まちづくりの課題、また合併の必要性、新町建設計画の基本方針、そして本日行います主要施策、公共施設の統合整備、財政計画といったような形で6章の一つの冊子になってございます。</p> <p>そういった中で、まちづくりの課題、合併の必要性、新町建設の基本方針は、お手元の資料のレジユメの方にも掲載させていただいておりますように、本年7月17日の第7回合併協議会協議第23号で既にご承認をいただいております。</p> <p>本日は、第四章以降、新町における主要施策、そして公共施設の統合整備、そして財政計画、この財政計画につきましては、現在一部県と数字等の関係につきましては協議中でございます、確定をいたしておりません。去る10月8日の新町建設計画、第10回目を行ったわけなんですけれども、そちらの方でもご提案申し上げ、数字の方につきましては、私ども役場行政職員の方にお任せをいただきたいということでご了解をいただいております。</p> <p>本日は、この財政計画につきましては、こういう形で財政を作らせていただきますといういわゆる前提条件のみをご報告させていただき、協議いただきたいと思っております。</p> <p>それでは、資料を1枚おめくりいただきまして新町における主要施策、左の方に4とありますけれども、これは4章でございます。この建設計画につきましては、各委員のご了解をいただきまして、私ども大阪のパシフィックコンサルタンツというコンサル会社にもご協力をいただいております。しかしながら、両町の新しいまちづくりの計画であるので、できるだけ住民の皆さん方の意見を反映していこうといった形の思いをできるだけ掲載をするようにいたしております。</p> <p>まず、新町の大きなキャッチフレーズといたしましては、2町が兵庫県のほぼ中央部に位置をしております、そして合併をいたしますとハート形に見えてくるといったところから、大きなキャッチフレーズといたしましては、「ハートがふれあう住民自治のまち」といったものを明記をいたしております。本日の資料にはちょっとつけておりませんが、完成した冊子の方にはそういったものが出てまいります。</p> <p>こういった中で、施策の体系といたしまして、こちら2ページの方で、まちづくりの目標、そしてその柱、そして主要な事業、施策、そして右側の方に、今回特にワークショップ等を開催していただく中</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>で、委員さんの中から大きく重点的に取り組んでいただきたいといった声が出ましたものを重点推進プランという形で3つ掲載をさせていただいております。</p> <p>身近な施設を活かした地域サロン推進プラン、それから高原・里山・名水を活かした地域ブランドの創造プラン、住民・職員のやる気を活かした新たな行政推進プランといったばくっとした表現なんですけれども、こういったものを大きな重点推進プランと上げさせていただいております。</p> <p>まず1点目には、「愛・やさしさ」という目標を持ちまして、そのテーマといたしましては、子どもからお年寄りまで、豊かな愛情・やさしさにつつまれるまちということで、柱といたしましてそこにあります2つの柱を持っております。</p> <p>そして、施策といたしましては、右側の方で、多様な子育て支援サービスの推進から、災害や犯罪を未然に防ぐ地域活動の推進といった7つの項目を持っております。</p> <p>2点目に、「命・いきいき」ということで、両町には豊富な自然環境がございます。こういった自然環境を十分生かしながらやっていく必要があるといったところから、自然の恵みと共に生き、力強い命の躍動・活力をはぐくむまちといった目標を掲げさせていただきました。</p> <p>そして、施策の柱といたしましては、そのの、 に掲載をさせていただいておるようなまちづくりを展開してまいりたい。</p> <p>そして、主要な施策といたしましては、地域風土に調和した住環境を創出から地域の魅力を創造・発信する商工業の振興まで7つの主要な施策、こういったものを展開してまいりたいというところがございます。</p> <p>そして、まちづくりの3つ目、「心・ふれあい」、やはりこれから少子・高齢化といった中で、やはり両町の住民がそれぞれコミュニティといったものを十分重視しながら、住民同士の顔がやはりよく見え、人と人との心の触れ合いが生まれるまちづくりを目指すべきであるといった項目を上げております。</p> <p>こちらの方の大きな柱といたしましては、 の柱並びに の柱でございます。</p> <p>そして、主要な施策といたしましては、やはり両町には自然、また山、川、そういった従来からのそういう自然を生かした観光施設、観光地、そういったものの利用促進、そして一番最後のやはり両町とい</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>えども1万3,500といった本当に小さな自治体になっておるわけですが、昨今の厳しい国の財政状況、そういった中におきましてもやはり乗り切るためには効率的・効果的な行財政運営といったものが大きな施策として取り組まれようと思います。そういった柱を6本上げさせていただきました。</p> <p>大きな体系といたしましては、こういう形で柱を作らせていただいております。</p> <p>そして、3ページの方につきましては、先ほど申し上げましたワークショップの中の委員さんの方から出ました声を重点的に推進していかうといったプランを出していただいております。たくさん項を書いておりますので、逐次読み上げご説明したら一番いいんですけども、簡潔にご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、1点目の身近な施設を活かした地域サロンの推進プラン、こちらの方でも横文字が出てまいります。後ほどもまたいろいろスモールオフィスとか、いろんな横文字が出てまいります。こういった横文字につきましては、この冊子の一番巻末の方にこういう用語集の解説を、できるだけわかりやすく説明できるように掲載をする予定をいたしております。</p> <p>こちらの方は、地域サロンといった形で、両町の各集落単位を基本に地域内の身近な公共施設、いわゆる公民館とか集会所、そういったものを利用した中で、小規模かつ多様な機能を有する「地域サロン」といいますか、こういったものを設置して住民相互の支え合いと行政からの支援の仕組みを構築してまいるといことで、いわゆるそれぞれの集落単位を核としたコミュニティづくりといったものを下の左の概要の図のような形で取り組んでまいりたい、また取り組むべきであるというところで、重点的な項目で1つ上げさせていただいております。</p> <p>それから、4ページの方では、2点目に、両町におけます自然の高原・里山・名水、こういったものを十分活かした地域ブランドを創出していくプランが必要であろうというところがございます。</p> <p>こちらの方では、右側の方にそのプランの取り組みのねらいというもの明記をさせていただいております。やはり、両町には自然というものをターゲットにいたしました観光、それとあわせてやはり両町とも少子・高齢化という波は避けることができません。そういった中で、いかに両町における若者がそこに地域に住み、暮らすといったことをあわせながら考えていく必要があると。そういった地域づく</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>りを目指すべきであるというところから、こういうプランを上げさせて いただいております。</p> <p>アイデアの方では、定住促進・産業振興に向けたアイデアと観光・ 交流促進に向けたアイデアをここに黒ぼつで何項目かずつ上げさせて いただいております。</p> <p>続きまして、5ページの方をお開きいただきたいと思います。</p> <p>こちらの方では、重点推進プランの3ということで、住民・職員の やる気を活かした新たな行政推進プランというところがございます。</p> <p>やはり、両町におきましては中山間、少子・高齢化の町でございま す。そういった中で、ある講演で、やはりこういう中山間地域におい ては、その町のリーダーはそれぞれの町の役場の職員が中心になり、 やはり地域おこし、地域活性化、そういったリーダー的役割を果たす べき必要があるといった声もございましたし、それとあわせてやはり 地域の住民と一緒にいろんなまちづくりを展開していく必要があると いった声が出ておりました。</p> <p>そういった中で、この左のプランの概要にございますように、仮称 ではございますけれども地域自治組織といったものを、先ほどの地域 サロンとよく似た形態になるんですけれども、小学校区単位、先ほど の地域サロンよりも少し大きいんですけれども、地域自治組織といっ たような組織を立ち上げ、行政と連携を取りながら、その右の方に ございますいろんな活動をやっていくというところがございます。</p> <p>この3つを委員の中からワークショップで検討していただく中で、 特に重点的にやっていくべき事業であるという意見が出ましたので、 このあたりは協力いただくコンサル業者と十分に連携を取りながら、 こういう3つの項目を特別に上げさせていただいたところございま す。</p> <p>6ページ以降につきましては、先ほど申し上げました主要な施策で ございます。これをそれぞれ上げさせていただいております。</p> <p>これも合併協議会の委員さん、また新町建設計画の委員さん等の声 も、現時点での両町におけるさまざまな行政課題、また将来における 展望、そういったものを見据えながら、出てまいりました意見を十分 に新町における財政状況、そういったものを十分に検討しながら上げ させていただいております。</p> <p>すべてご説明をすればいいんですけれども、かいつまんでご説明と いうことでご了承いただきたいと思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>まず、諸施策1)の「愛・やさしさ」ということで、こちらの方では子どもたちが愛情に守られて育つまちづくりということで、両町の将来を担う子どもたち、そういった子どもたちにどういったことができるんだろうということ、ここに主な事業・取り組み、そしてその内容ということで掲げさせていただいております。</p> <p>そういった中で、児童館の建設といったことも上げさせていただいております。これは現在神崎町におきましては、神崎町のきらきら館という施設があるんですけども、こちらの方が大変有効に活用され、そういう子どもたちの教育の場に変役に立っておるといふ事例がございます。一方、大河内にもそういったものが子育て学習センターといった形であるんですけども、そういったものをより充実したものを何とか建設できないだろうかといったことで、上げさせていただいております。</p> <p>2点目には、地域への愛着を育てる学校教育の推進といったことで、そちらの方に上げておりますような4つの項目上げさせていただいております。</p> <p>特に、両町とも、小・中学校、小学校においては9校、中学校は2校なんですけれども、特に中学校におきましては現在耐震の基準、そういったものを満たしておりません。そういったものをやりかえる必要がございますので、いわゆる施設の改修といったものが大変大きな課題となっております。そういったものを入れさせていただいております。</p> <p>続きまして、7ページの方ですけれども、真ん中あたりに、地域でのふれあい活動の推進といったところでございます。</p> <p>こちらの方では、地域住民の皆様方の主体的な活動、いわゆる犯罪、最近よくニュース等で子どもの誘拐とか、いろんな大きな悲しい事件が発生をいたしております。この両町におきましても、当然そういったことがいつ起きるかわかりませんので、やはりそういう犯罪に対するものに子どもたちの安全確保、そういったものをどうやっていくんだといった事業の概要を掲載させていただいております。</p> <p>右側の方に行きまして8ページですけれども、こちらの方では特に高齢者・障害者、いわゆるノーマライゼーションといいますが、福祉関係の項目を上げさせていただいております。</p> <p>まず、そういった中で1点目は、高齢者・障害者の社会参加への促進といったことで4項目上げさせていただいております。</p> <p>この中では、やはり最近よく言われますバリアフリー、こういった</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>もの、だれもが利用しやすい、これも横文字になるんですけどもユニバーサルデザインというふうな整備を進めてまいる。いわゆるだれでもが本当に一緒にそういう分け隔てなく使える施設の整備というんですか、そういったものを十分やっていきますというところでございます。</p> <p>そういう中で、特に大きな問題といたしましては、これから地域の足と申しますか、地域の交通機関、こういったものが当然大きく問題視されてこようかと思えます。そういう高齢者・障害者のニーズに応じたコミュニティバスの運行、神崎では現在「大空」という形で神崎町の一部を運行されておりますけれども、新町になりましてやはりこれから現在の民間のバス会社の運行状況、そういったものが将来どうなるかわかりませんし、子どもたちの教育施設への通学バス、そういったことも総合的に考えたコミュニティバスといったものも検討していく必要があるというところで上げさせていただいております。</p> <p>そして、自立支援・生活支援対策の推進ということで、8ページの後ろから9ページにかけて掲げさせていただいております。</p> <p>こちらの方では、やはりこれからも社会的な福祉施設、特に大きな特別養護老人ホームといったものから、やはり小集団と申しますか、もう少し小さなグループホーム、そういった家族環境でのそういう施設的なものの設置がこれから増えてこようと思えますので、新町におきましても、現在一つずつ特別養護老人ホームといったものは設置をされておりますけれども、それだけではやはりなかなか待機の方について対処できないといったところから、いろんな事業を活用した中で当然ボランティアとかいろんな協力は必要ですけれども、グループホームといったものをあわせて取り組んでまいりたいというところでございます。</p> <p>そして、真ん中あたりには、医療・健康づくり対策の推進といったところでございます。</p> <p>神崎町に公立神崎総合病院がございますので、その病院を核とした地域医療の充実、また保健福祉センター等における健康づくり対策の推進といったことに重点を置いておるところでございます。</p> <p>10ページの方にいきますと、こちらの方では災害や犯罪を未然に防ぐ地域活動の推進ということでテーマを上げさせていただいております。</p> <p>こちらの方では、災害発生時の被害の低減、犯罪の未然防止といったことを日常生活を通じた中でどう醸成していくのかということで上</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>げさせていただいておるところでございます。</p> <p>主な事業・取り組みにつきましては、下に4つ上げさせていただいております。また、見ていただければと思います。</p> <p>11ページに入らせていただきます。</p> <p>こちらの方では目標の2)ということで、「命・いきいき」というところで、両町の一番特色ある自然といったものを活かしながらのまちづくりをどうしていくんだというところでございます。</p> <p>まず、地域風土に調和した住環境の創出ということで、地域への定住を促進するため、いわゆる条件のよい宅地・住宅の供給、地域風土に合ったライフスタイルの理解醸成と普及といったことに関する多様な就業環境の整備を進めてまいるといったことを含めながら、UJイターンとかスモールオフィス、こちらの方は自宅でいろんな光ケーブルを使ったインターネットによる仕事ができるような仕組みというふうにご理解いただければいいと思いますけれども、そういったもののできる仕組みを目指しております。</p> <p>11ページの下の方では、快適な生活を支える基盤整備の推進ということで、やはり先ほど申し上げましたようなCATVの整備とか、また携帯電話の不通話地区の解消、そういったもののいわゆる基盤整備を推進していくというところでございます。</p> <p>12ページ上段の方に、3項目、身近な道路網の整備推進、上下水道施設の整備推進、情報基盤の整備といった形で、こちらの方は特にハード面になるかと思っておりますけれども、こういったものを上げさせていただいております。</p> <p>特に、委員さんとか、これから集落説明を回る中で、町道の改良整備とだけ、こう伺っておるが、じゃあどの路線をいつどうやるんだというふうなことをよく言われると思いますけれども、やはりこういう計画は、個別の項目につきましては今後予算をつけながら通常の事業の中で取り組んでいけるべきもの、また合併に伴う事業、それから県の支援事業、そういったものを個々に活用してまいりますので、こういう表現になっておることをひとつご理解いただきたいと思っております。</p> <p>そして、この事業取り組みの2点目に県道の改良整備ということで、長谷市川線、一宮生野線、加美山崎線、岩屋生野線等々上げておりますけれども、大河内には現在のこの長谷市川線、一宮生野線、加美山崎線、この3路線が県道としてございます。一方、神崎には岩屋生野線という県道があるんですけれども、こちらの方、いわゆるこの2町が合併をすることによる県からの支援、こういったものも当然入</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ってまいりますので、このあたり町の事業の計画の中に上がっておりますけれども、実際は下の方にもう少し抜き出しまして、県事業という形でこういった県道の関係につきましては明記をしていきたいというふうに考えておるところでございます。このあたりをまだ現在県と協議中でございますまして、確定をいたしておりませんので、こういう形で掲載をさせていただいているところでございます。</p> <p>そして、情報基盤では、当然CATVといったもの、また地上波デジタル放送への対応、光ファイバーを利用した高速インターネットの環境の整備、移動通信鉄塔施設の整備による携帯電話不通話地区の解消、こういったことも両町それぞれ均衡ある発展といった中で少しずつこういう情報基盤につきましても整備をしていくことが必要であるということで、上げさせていただいております。</p> <p>次に、生涯学習・芸術文化活動の促進ということで上げさせていただいております。</p> <p>こちらの方では主な事業・取り組みの中で、地域学習の機会充実といった中で、福本遺跡というものがございますので、そういった福本遺跡を初め地域の歴史をたどりながら散策できるコースを構築、そういったものも計画をしております。</p> <p>そして、新町の町史編纂、これも大河内では既に作成をされておりますけれども、神崎町にはございません。したがって、新町になりますとやはりこういう町史といったものも必要になってくようということで、掲載をさせていただいております。</p> <p>続きまして、13ページをお開きいただきたいと思います。</p> <p>こちらの方では生涯スポーツ活動の推進といったところで、新町におきますスポーツ施設を両町におきましてもグラウンド、体育館、プール、プールも温水プールもございまして、多様な社会教育施設が充実をしておりますので、そういった施設を活用したスポーツ交流の推進を図るということで上げさせていただいております。</p> <p>そういった中で主な取り組みといたしましては、スポーツ交流の推進の下の方に全町スポーツ大会の開催等による住民交流の促進、こういったこともやる必要があるということで計画として上げさせていただいております。</p> <p>続きまして、16ページに入らせていただきます。</p> <p>こちらの方では、自然環境の保全・適正管理といったところでございます。</p> <p>こちらの方は当然両町に複数の山、川、里山、いろんな本当に自然</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>にあふれた環境を有しておりますので、そういった中でいわゆる世代を超えていろいろ子や孫たちに受け継いでいくためにも、適正な管理やそういう自然のふれあい環境の整備を進めていく必要がございます。</p> <p>また、循環型社会の構築に向けたごみの分別収集の徹底とか、廃棄物の適正な処理、不法投棄等、そういったものに対する監視の仕組みづくり、こういった住環境そのものを全体とらえて豊かな自然を守っていく、またそれをつなげていくまちづくりが必要であろうというところで上げさせていただいております。</p> <p>事業の内容、取り組みにつきましては、そちらの方で列挙しておりますので、ご一読いただければと思います。</p> <p>この中で、少し本日、前回10月8日に小委員会の方でご承認をいただいたんですけれども、ちょっと気がつきまして、これだけは追加をさせていただきたいという項目が抜けておりました。どの項目に入れば一番いいのかわかりませんが、ご存じのように、今年ですと台風災害によるクマの出没といったものが、よくニュース、またこの両町におきましても出ております。大河内におきましては特に猿、シカ、そういった有害の鳥獣に対する被害が続出したしております、大河内ではそういった施策の補助、また防護さくの設置に関する補助、そういったいわゆる対策を講じております。そういった中で、この動植物、動物だけに限らず、貴重な植物、こういったものとの共存、共生といいますか、そういった項目をこの自然環境の保全・適正管理といった中で、できれば少し条文化をさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>続きまして、15ページになりますけれども、こちらの方では豊かな自然を基礎とした農林業の振興というところでございます。</p> <p>こちらの方では、主な事業・取り組みの中で、農林業の作業環境の向上といったところで農道の整備・農業用排水路の改修、また農業生産基盤の整備充実、林業におきましては生産環境向上のための林道の整備、こういったものを中心にしながら、生産物におきましては、やはりブランド化と販売ルートの確立、こういったものを取り組んでまいりたい。</p> <p>あわせまして、生産される組織の強化及び就農希望者の受け入れ環境の充実といったことで、かなり高度な取り組みの難しい部分があるのかもわかりませんが、こういった取り組みをしてまいりたいということで計画として上げさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>それから、16ページの方では、農林業に対抗いたします商工業と いますか、そういったものの項目を上げさせていただいております。</p> <p>主な事業・取り組みといたしまして、特色ある商業集積の形成、特 にJR寺前駅などはさきと違いまして、本当に駅前の商店街、そうい ったものがだんだん空き店舗といった形になっておりますので、その あたりにつきましても何らかの施策を講じて、こういうふうな傾向を 少しでも減らしながら、地域の活性化といったことも検討してまい る必要があろうというところでございます。</p> <p>そして、自然と調和した工業の振興ということで、現在神崎町には 工業団地がございまして、そちらの方にまだ土地が残ってございま すので、そちらの方に企業の誘致を促進してまいり。ひいては、地域の 若い方の就業機会が増加をするといったことも、この新町における計 画として上げさせていただいております。</p> <p>続きまして、17ページですけれども、3番目の「心・ふれあい」 ~住民同士の顔が見え、人と人との心のふれあいが生まれるまち~と いうことで上げさせていただいております。</p> <p>特に、こちらの項目ではコミュニティ、また観光といったものを中 心に上げさせていただいております。</p> <p>1点目の観光地・観光施設の利用促進につきましては、施設内容の 魅力化を図ろうというところでございます。地域住民の利用ニーズに 応じた観光施設の整備並びに観光ボランティア、そうしたものを 新町におきましては育成をしていけばどうかというところございま す。</p> <p>次に、2点目といたしまして、地域全体の魅力化と特色ある交流活 動の推進というところで、項目を上げさせていただいております。</p> <p>18ページの方で、主な事業・取り組みということで、美しい観光 ルートの構築並びに地域イベントの開催というところで、こういう事 業を上げさせていただいております。</p> <p>特に、地域イベントにつきましては、両町におきまして多様な交流 イベントをされておりますので、そういったものをこれからも継続的 に推進をしていこうということとあわせて、両町の各地区におけ る伝統行事、交流イベント、そういったものに関する活性化というこ とで、支援をしていこうということを検討項目として上げさせていた だきました。</p> <p>そして3点目に、広域的な観光・交流ネットワークの推進というこ</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>とで、上げさせていただいております。</p> <p>2つ上げております。共同特産市の開催ということで、可能かどうか、これも当然仕掛けというものが必要になろうかと思えますけれども、地域以外の播磨、但馬、そういった周辺地域を含めた特産市や交流イベントの共同の開催、また駅前等における定期的な地元特産品市の開催、こういったものも実現ができるかどうかわかりませんが、できるだけこういった形で交流促進をやろうということで上げさせていただいております。</p> <p>そして、広域交流のネットワーク、先ほどの共同特産市と同様ですがけれども、この中山間地域におきますいわゆるネットワークの構築ということで、栗、大河内の方ですけれども栗・大山トンネル構想の推進、上小田・一宮町、宍粟郡一宮町の染河内トンネル構想の推進、姫路大河内線トンネル構想の推進という形で3つのトンネルを上げさせていただきました。これは各委員から怒られ、笑われるかも知れませんが、ひとつ何十年かかろうが要望していき、一つでも実現できるような方向性で、やはり要望をしていこうじゃないかということで、委員の方からも声が出ましたので、こちらの方に取り組みの内容という形で掲載をさせていただきました。</p> <p>続きまして、19ページですけれども、こちらの方からはまちづくりへの参画意識の醸成ということでございます。</p> <p>主な事業といたしまして、2つ上げております。広報活動を通じた行政情報の公開ということで、広報誌、ホームページ等の活用した情報の提供、そして両町の職員一人一人の各集落への情報提供、いわゆる地域と職員との交流、こういったものも取り組みの中に入れておるところでございます。</p> <p>次に、住民による主体的な地域づくりの推進ということで、先ほど申し上げましたような地域サロン、住民自治組織、こういった担い手となる人材、団体等の育成を図ろうというところでございます。そういった中で、住民の皆さん方の意向を踏まえた政策の決定の仕組みづくりをやっていこうというところでございます。</p> <p>続きまして、効率的・効果的な行財政運営の推進というところでございます。</p> <p>昨今は、コンピューター時代、またIT基盤を活用したさまざまなことが両町の役場でも行われております。そういうようなものを十分に効率的に運用させていただき、行政サービスの提供に今後も努めてまいるということを上げさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>そして、行政体制の再構築というところで、住民との協働のまちづくりの活動の拠点といたしまして庁舎の整備充実、こちらの方は第1小委員会でも出ておりますいわゆる神崎町の支庁舎といった事務組織の機能、そういったものを含めた施設整備、そういったものをこちらの方で掲載をさせていただいております。</p> <p>また、行政情報のネットワークの構築といたしましては、家の方からコンピューターの利用とか、いろんなものに使える双方向型の情報通信基盤の活用、こういったものも取り組んでまいりたいということで上げさせていただいております。</p> <p>以上が主な主要施策ということで、大変長く、また本当に走った形でご説明をさせていただきました。これらが新町における主要施策、目標、柱でございます。</p> <p>そして、次の21ページの方が第5章ということで、これも新町建設計画の中に必要不可欠でございます、公共的施設の統合整備という項目がございます。</p> <p>こちらの方につきましては朗読をさせていただきたいと思っております。</p> <p>公共的施設の統合整備及び適正配置については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域バランス、現施設の利用状況や財政事情などを考慮しながら検討していくことを基本とします。その際、既存公共施設の相互利用、機能の見直しを図るなどの検討を行い、建設及び維持管理に係る経費の増大につながらないように、効率的な整備に努めます。また、各施設の利用促進に向け、住民ニーズに応じた設備・サービスの更新や、公共交通によるアクセス利便性の向上など、利用環境の改善を図ります。</p> <p>新町の各施設については、旧町の施設を活用することとしますが、新町の本庁舎は大河内町庁舎とし、神崎町庁舎は老朽化が激しいため総合窓口業務を有した福祉拠点施設として公立神崎総合病院近隣に新設します。なお、長谷支所については地域拠点として存続させることとします。</p> <p>住民ニーズに応じた組織・職員の適正な配置や、CATV網を活用した情報システムによる相互のネットワーク化を図り、戸籍の電算化など住民窓口サービスの向上を初め、事務事業の効果的・効率的遂行に努めます。</p> <p>また、学校教育施設等の統廃合整備については、新町発足後において、児童数、通学状況や施設の老朽度等を十分に考慮し、検討を進めていくものとしますが、とりわけ統廃合問題は地域住民の総意を基本</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>とします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>そして、皆様方の方に、本日 1 枚物で第 4 章新町における主要施策、年度別事業の一覧表ということで、1 枚物を上げさせていただいております。先ほどの目標の 3 つの柱の中で、それぞれ抜粋をいたしまして上げさせていただいております。</p> <p>こちらの方も合併に係るいろんな特例債事業とか、通常の国からの補助、県の補助、いろんなものを活用してできる事業を上げておりますので、すべてが 100% できるというものではございません。特に、重点的にこういったものを、財政状況と勘案しながら、地域の理解、また住民の皆様方の理解得ながら進めてまいりたいというふうに上げておる事業でございます。</p> <p>まず、「愛・やさしさ」からは 5 つの項目を上げさせていただいております。</p> <p>大河内町に児童館を建設、平成 19 年度、神崎中学校の校舎の耐震補強工事を平成 17 年度から 18 年度、大河内中学校の校舎、技術棟、体育館の耐震補強工事を 18 年度、大山、粟賀小の改修工事、平成 22 年度から 23 年度、在宅総合支援システム（CATV を利用しての介護・医療相談等）を平成 19 年度ということで、これらの年度どおりにすべてができるということも確約できませんけれども、この計画に基づいて財政状況等十分に勘案しながら計画をしてまいりたいというところでございます。</p> <p>2 点目の「命・いきいき」につきましても同様でございます。</p> <p>神崎町の体育センター改修事業、平成 24 年度、新山村振興等農林漁業特別対策事業、平成 17 年度から 19 年度、こういったものは国の農林水産省の関係の補助事業でございます。神崎町では、フォレストコミュニティ総合整備事業ということで、新田ふるさと村周辺の整備でございます、平成 17 年度。</p> <p>大河内の林道峰山砥峰線の改修事業、平成 17 年度、神崎町林道黒川・新田線改良舗装事業、平成 18 年度から 22 年度、林道水谷線、新田から加美町に行きます整備事業でございます、平成 18 年度から 21 年度。広域基幹林道千ヶ峰・三国岳線整備事業ということで平成 17 年度から 27 年度。中山間地域の総合整備事業ということで、大河内では寺前の農道西山下大道ノ上線新設事業、神崎町では古井ノ口の井堰口樋門、また余水吐の樋門の改修等、これは中村地区になるかと思っておりますけれども、それぞれ平成 17 年度に実施をしてまいる予</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>定でございます。</p> <p>そして、まちづくりの目標、柱の3「心・ふれあい」という事業では6項目でございます。</p> <p>グリーンエコー笠形の整備事業、平成18年度から19年度のこのグリーンエコー笠形の整備事業につきましては、築後20年たっておりまして、今後高齢者等に利用しやすい、また健康増進につながるような施設への整備といったことから、ラドン温泉、先ほど申し上げたようなバリアフリー、こういったものを取り入れながら、高齢者等が利用しやすい施設に整備をしていくところでございます。</p> <p>大河内町では、神崎町にございますCATVの建設事業ということで、平成18年度から19年度。そして、地上波デジタル放送への対応事業ということで、平成19年度。大河内町の渚、砥峰高原では、もうすべての人がほとんど持っておられます携帯電話というものが入りませんので、こういう移動通信の鉄塔施設の整備事業を17年度に上げられております。</p> <p>そして、先ほどの主要施策の中にもございました福本遺跡の中にフィールドミュージアム事業ということで、こちらの方も横文字になりますけれども、歴史の博物館的なものの整備ということで、平成22年度に持っております。もちろん、新町になりますので大河内のさまざまな遺跡、そういったものも展示をしまいるというところでございます。</p> <p>それから、これも主要事業の中で、自然の中でございましたものでございますけれども、ペレットストーブ、いわゆるCO₂削減に係るものでございまして、学校教育施設等に少しずつ導入し、子どもたちに環境問題の学習を兼ねてこういったものを導入していくということで、平成22年度から24年度まで計画をさせていただいております。</p> <p>大変長くなって恐縮なんですけれども、最後のページで、これらの施設を行いますものに当然最後の章で財政計画といったものを作る必要がございます。冒頭に申し上げましたように、この財政計画は現在数値的なものは兵庫県の中播磨県民局並びに県の市町振興課といったところと、合併後16年間の財政協議、そういったものを行っておりますので、そちらの中で本当にどうなるだろうということで、けんけんごうごうやっておりますところでございます。</p> <p>したがって、そういう数値的な部分については、これまで上野副会長がよく申しておりますように、国の動向、そういったもので本</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>当に1年の間で大きく動く場合もございますので、そういったあたりにつきましては、私ども行政の職員の方にご一任をいただければというふうに思っております。</p> <p>そういった中で、こちらの方では財政計画を作るに当たりまして、一つ的前提、こういった形で財政を作らせていただきますよということで、掲載をさせていただいております。こちらの方も本当にわかりにくい言葉になりますので、かいつまんでご説明をいたします。</p> <p>まず、歳入という括弧書きがございまして、そちらの方で地方税、税金なんですけれども、こちらの方は基本的に今の現状、いわゆる直近ですと16年度といったものを基本に見据えながら計画をしまっているんですけれども、大河内町にダムの関係がございまして、その償却資産の減価償却をしまいいります減収額が大変大きいものがございしますので、こちらの方を十分に見込んでおります。</p> <p>そして、地方譲与税とか各種交付金、そういったものが国から交付をされます。そちらの方は16年度を基本に固定して見込んでおります。</p> <p>それから、よく新聞等では言っております地方交付税ですけれども、所得税とか法人税とかという、いわゆる国の5税を一たん国がプールし、いろんなルールに基づいてそれぞれの団体に交付をされるものですけれども、こういったものにつきましてもそれぞれの5年後の、来年、例えば国勢調査が行われてその人数が2年後平成19年度に活用されるとか、そういったものも十分に見込んでおります。</p> <p>また、合併した場合はいろんな特典といいますか、支援的な措置がございしますので、そういったものも見込みながら数字を掲載させていただいております。</p> <p>それから、分担金負担金、使用料とか手数料、こういったものにつきましても過去の実績等を十分に勘案しながら見込んでおります。特に、地元負担が発生するような工事につきましてはその事業とあわせながら見込んでおります。</p> <p>なお、大河内町の方でケーブルテレビが動き始めますと、やはりその使用料というものが発生をしまいいりますので、そういったものも先ほど申し上げました予定年次以降に入ってくるものということで見込みを立てさせていただいております。</p> <p>国、県からの補助金等につきましては、先ほどの建設計画のいろんな事業、これは保健衛生、農林水産、建設関係、そういったそれぞれの補助金には補助率がございしますので、そういったものを十分見据え</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>ながら見込みをさせていただいております。</p> <p>繰入金ということでございまして、これはいろいろその年度に発生いたします突発的な災害、今年などは特に台風などの災害で他の市町村では大きな被害を受けておられます。そういったときに、それぞれの自治体、貯金という形で財政調整基金というものを持っておりまして、そういったものの取り崩しができる可能な額を見込んで計算をさせていただいております。</p> <p>そして、最後のページ、その他ということで、ここでは特に過去の実績を十分に見据えながら数値を上げさせていただいております。</p> <p>特に、これまで住宅貸付の収入の問題がございまして、そういった大きく変動要因がございましては、そういったものを十分に見込んでおります。</p> <p>そして、入ってくるものの最後といたしまして、借金なんですけれども、地方債、借金なんですけれども、先ほど言いました新町建設計画に伴う合併の特例債、また通常一般事業で行います借金、そういったものも先ほどの建設計画と十分整合性を保ちながら見込ませていただいております。</p> <p>また、現行の地方財政の制度というものが年々発表されておるんですけれども、そういった中で最近では減税補てん債、臨時財政対策債、こういったものも発行されておりますので、そういったものも十分制度として臨時的に行われておりますけれども、いつまで続くのかどうか、そういったこともある程度予測を立てながら、見込みをさせていただきます。</p> <p>そして、今度出ていく方なんですけれども、9つの項目で見させていただいております。</p> <p>まず、人件費ということでも、合併による特別職の職員数、議会議員の減少、こちらの方もあくまでも想定ということで上げさせていただいておりますので、本日ご提案をさせていただいてます議会議員さん、両町で現在26名なんですけれども、それがいろんな法律等に基づきまして大体の人数はこれぐらいかなという数字を出させていただいて、その数での数字を上げさせていただいてます。</p> <p>そして、合併後の退職者の補充を抑制するところで、一般職の職員数の減少を見込んで掲載をさせていただきます。</p> <p>次に、物件費とあるんですけれども、これは通常両町の役場を運営していく電気代とか、いろんなさまざまな小さな消耗品とか経費、光熱水費、そういったものが入るんですけれども、これらも当然経費の</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>節減効果を見込んでおりますし、過去の実績なども十分に勘案して見込んでおります。</p> <p>なお、合併当初におきましては、前回もご報告をさせていただきました電算の統合の経費が若干増えますので、少し変則的な格好になるかと思えます。</p> <p>扶助的な経費、これは医療とか、いわゆる住民の皆様方にサービスをするもので、医療・福祉、そういったものが中心になりますけれども、こちらの方はいわゆる少子・高齢化といった人口管理をしながら見込んでおります。</p> <p>4番目には、補助費ということで、これは上下水への会計、いわゆる通常の一般会計といったものから、そういう水道とか下水の関係、また事務組合、消防、北部行政事務組合、そういったものにお金を出しております。そういったものの経費を見込んでおるところでございます。</p> <p>次に、維持補修費ということで、両町が持っております施設の簡単な臨時的な人件費、そういったものを見込んでおります。</p> <p>6点目には、公債費ということで、これは先ほど言いましたいろいろ借金ですので、公債費ということで、入ってくる方は地方債ということで入ってきますけれども、当然お金を返さなければいけません。出ていく方では公債費という名称になってございます。それらが15年とか20年とか、一つのお金を借りますと県並びに国の方から許可の制度になっておりますので、それに合わせた償還計画を立てておりますので、それらの償還額を見込んでおります。</p> <p>7点目には、積立金ということで、合併をしますと両町で10億8,000万円、これも10年間ですけれども、合併特例の基金が積み立てられます。あわせまして、先ほど言いましたような通常の貯金、財政調整基金、こういったものの積み立てを見込んでおります。</p> <p>8点目には、両町には、国民健康保険、介護保険、老人保健、そういった各種の特別会計が設置をされております。そういったものに対する町から、一般会計から繰り出しをするお金、そういったものを見込んでおります。</p> <p>そして、最後9点目には、普通建設事業、いわゆる道路改良とか林道、いろんな大きな備品を購入したり、そういったものを普通建設という形で申しておりますけれども、先ほどの新町建設計画の主な事業を年度間のバランスを考えながら、あわせて借金がたくさんにならないような比率、ここに書いてございます起債制限比率というものがご</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>ございます。こういったものも、ある一定を超えますと県の方から大変厳しいおしかりを受けますので、そのあたりを十分に検討しながら組みせていただいております。</p> <p>これらの条件を前提にしながら、平成17年度から平成33年度まで、現在数字を並べて県と協議をやってございまして、ほぼ了承をいただいておりますけれども最終確定に至っておりませんので、本日はこの前提条件でやっておりますという報告と、あわせて数字につきましては私どもにお任せいただきたいということで、こちらの方から、大変長くなりましたけれども新町建設計画について説明を終わらせていただきます。</p> <p>どうも、ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明が終わりましたんですが、ここで暫時休憩をいたします。</p> <p>再開は2時45分といたします。</p> <p>午後2時34分 休憩</p> <p>午後2時47分 再開</p>
小寺（議長）	<p>再開いたします。</p> <p>休憩前に新町建設計画（その2）についての説明がございました。この新町建設計画につきましては、これまで小委員会で精力的に検討を進めていただきました。第1章から第3章までにつきましては、当初に事務局長からお話しありましたように、第7回の合併協議会で既に承認をいただいておりますので、今回は第4章から6章まででございますが、6章の財政計画につきましては、財政運用の前提条件の基本的な考え方をお示しして、具体については県と協議中ということでございます。</p> <p>このようなことを踏まえまして、10月8日の新町建設計画小委員会で承認されております。</p> <p>説明が終わりましたので、その他についてご質問、ご意見がございましたら、お受けをいたしたいと思っております。</p>
立石委員	<p>ございませんか。</p> <p>立石委員、どうぞ。</p> <p>1点だけお尋ねをいたします。</p> <p>実は、最後の財政計画案についてであります。これが直近のシミュレーションをしていただいたときの数値を出すための設定条件については何項目が設定されておりましたか。あれとの整合性はどうか。ちょっと、見たところ、ほとんどその精神は変わってないと思う</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長） 浅田（事務局）	<p>んですが、整合性がとれているかどうかという話。 事務局、お答えを願います。</p> <p>先ほど立石委員のご質問ですけれども、整合性は十分とっております。ただ一部、新町建設計画で合併特例債事業のこちらが新町の建設計画の中で思いとして先ほど申し上げましたようなものが、合併特例債事業に該当するか否かで若干県との協議がまだ未整備でございます、そのあたりで若干数字が変わる可能性は一部残っております。その他につきましては、整合性はとっております。</p>
立石委員	はい、わかりました。
小寺（議長）	ほかにございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
小寺（議長）	ご質疑、ご質問がないようでございますので、ここで採決に入りたいと思います。
立石委員	議長、もう一点だけ。
小寺（議長）	ありますか。
	立石委員、どうぞ。
立石委員	<p>この中身についてとやかく質問する気はないんです。よくまとめられてしとんですが、実はこの新町建設計画なるものは、今後仮に合併がうまくいけば、これ新たな町で内容を具体化していかないかんわけなんですね、これ。今のところは一つの物の考え方、理念だけが書いてあるというふうに受け取れるんですが、新町、仮に発足したらこれは町の振興計画というのか、そういうプランに置きかえて実際施策として実施していくのか。このままかかって、中身は変わらんでも形を変えて、いずれやっていかないかんと思うんですが、そういう形になるのかどうか、ここら、わかるとる範囲でひとつ教えてください。</p>
小寺（議長）	事務局、お願いします。
浅田（事務局）	<p>この新町建設計画につきましては、市町村の合併に関する法律の中できちんと定められております。そして、新町もこの計画に基づいて新たなまちづくり、特に合併特例に係る事業などはこの事業を十分に充当しておりますので、しなければなりません。あわせて、新町になりますと、これまで両町それぞれが総合計画、大河内では振興計画といったものが作られておりますけれども、そういった新たな町の総合計画的なものも作らなければなりませんので、その辺と十分整合性を保ちながら、あわせて具体的な実施計画、そういったものを今後は作っていく必要があるというところでございます。</p>
立石委員	わかりました。

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>それではよろしいですか。</p> <p>それでは、ほかにございませつか。再度確認をいたします。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>それでは、ないようでございますので、ここで採決に入りたいと思います。</p> <p>協議第43号新町建設計画（その2）について賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。</p> <p>訂正をいたします。挙手多数であります。よって、協議第43号新町建設計画（その2）につきましては、原案どおり可決されました。</p> <p>ここで足立会長より、お礼の発言がございます。</p>
足立（会長）	<p>それでは、時間をかりたいと思いますが、ただいまは新町建設計画につきましてご承認をいただき、まことにありがとうございました。</p> <p>当計画につきましては、今もご紹介ございましたように、新町建設小委員会におきまして10回の開催をしていただく中で、ワークショップなどを取り入れながらすばらしい原案の作成をしていただきました。ここで各委員の皆さん方のご尽力に心から感謝とお礼を申し上げる次第であります。</p> <p>さて、本会で新町建設計画が承認されましたことによりまして、合併に関する主要な部分の審議がほぼ終えていただくことになりました。このことは、2町の合併がいかなる外面的条件が加わろうとも、ゆるぎのないものとなったものと確信するものであります。</p> <p>両町では、早速集落説明会を開催をいたしまして、ご承認を得る努力をしてまいりたいと考えております。</p> <p>これまでどおりのご支援を賜りますようお願いを申し上げまして、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。</p>
小寺（議長）	<p>それでは、次に移りたいと思います。</p> <p>協議第44号その他事業（その2）出納業務の取扱いにつきまして、担当の分科会会長の説明をお願いいたします。</p>
岡部（課長）	<p>大河内の岡部でございます。</p> <p>協定項目の24-17その他事業（その2）出納業務の取扱いについて説明をいたします。</p> <p>お手元協議書の2ページの調整報告書の3番、真ん中付近でございますけども、ここをごらんいただきたいと思ひます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>事務事業の現況比較表でございます。指定金融機関は、神崎、大河内とも兵庫西農業協同組合で、同じ金融機関でございます。</p> <p>指定代理金融機関につきましても、みなと銀行の1金融機関のみで、神崎、大河内とも同じでございます。</p> <p>収納代理金融機関が、神崎町は3金融機関、但陽、但馬、三井、住友、大河内は4金融機関、但陽、但馬、三井、住友、姫路信用金庫で、姫路信用金庫が神崎町の指定がございません。現行の大河内町での姫路信用金庫の取り扱い件数は少ない件数でございますけども、収納代理取扱金融機関で、但陽及び姫路信用金庫は無料の取扱手数料で対応をしておりますのと、あわせまして納付者の利便性を考えますと、姫路信用金庫を含めた収納代理金融機関で調整する考えでございます。</p> <p>また、神崎は神崎郵便局と、大河内は大河内郵便局と、おのおの収納代理郵便局として指定をいたしてございまして、引き続き収納代理郵便局として指定する調整でございます。</p> <p>したがいまして、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関、収納代理郵便局を大河内の例によりまして調整する考えでございますけども、各金融機関の同意が必要となりますので、新町発足までに調整することといたしてあります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>ここでご質問を受けたいと思います。</p> <p>質問等ございませんか。</p>
小寺（議長）	<p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>特にないようでございますので、ここで採決に入らせていただきます。</p> <p>協議第44号その他事業（その2）出納業務の取扱いについて、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
小寺（議長）	<p>〔賛成者挙手〕</p> <p>挙手全員であります。よって、協議第44号その他事業（その2）出納業務の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。</p> <p>次に、協議第45号町名・字名の取扱いにつきまして、担当の分科会会長、説明をお願いいたします。</p> <p>佐谷分科会会長、お願いいたします。</p>
佐谷（課長）	<p>神崎町の分科会担当の佐谷でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>それでは、協議第45号につきましての調整方針をご説明申し上げます。</p> <p>最初に、提案の段階で若干説明がありましたけれども、先に4ページを見ていただきますと参考資料がございます。</p> <p>この字名に関する関係といたしまして、その中で一番下に書いておりますように、字の区域や名称につきましては、地域の歴史とか文化、そういったものがしみ込んで、住民にとりましては愛着が深い、愛着があるわけございまして、合併しても従来存続させるという、そういうケースが多いわけでございます。</p> <p>過去の合併事例あるいは先進地域の協議会を見ますと、ほとんどが字名の取扱いにつきましては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめているということで、できる限り従来の字名をそのまま使用する取扱いとしております。</p> <p>ただし、同一あるいは類似の字名が存在しておりますと、住民登録、それから登記、郵便、そういった面におきまして住民の日常生活におきまして大きな影響を及ぼすことになるわけございまして、こういった部分、場合につきましてはこの部分のみ変更をするという、そういうのが通例というふうな形で協議が進んでおります。</p> <p>次に、さかのぼって3ページを見ていただきますと、これも先進地域の事例を挙げておりますけれども、下の枠の中で、県内の状況を書いております。例えば、下の表の中段、中ほどへ南あわじ市、淡路地域でございますけれども、4町が合併いたしまして新しく市となった場合につきましては、これにつきましては旧町名は使用しないということで調整されております。したがって、南あわじ市、緑町とか、西淡町とかございますけれども、この町の名前は使わないというところでございます。</p> <p>その下の隣の朝来市でございます。これも4町が合併しまして市になるわけでございますけれども、朝来市の場合につきましては、新しい市になりまして、その市の名称の後に現町名、いわゆる朝来市生野町どことか、そういった調整がなされておるところでございます。</p> <p>2ページでございますけれども、まず本町の2町の場合での調整でございますけれども、一番上の課題、問題点といたしまして、これも先ほど申し上げました両町の住民にとりまして愛着が深いわけございますけれども、市になりますと旧町名、市の後に旧町名あるいは字名というような調整もあるわけございますけれども、2町での合併の場合、合併後も町ということでございまして、新しい町の後に古い</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>現行の町名を使いますと、新町プラス大河内町あるいは神崎町と、その後にもまた字がつくという、こういったことになりまして、大変理解しにくい住所表示、あるいは混乱するという状況でございます。</p> <p>極端な例を1つ挙げておりますけれども、神崎町におきましては新町神崎町粟賀町というような、そういうような表示が出てくるわけでございます。</p> <p>そこで、調整方針といたしまして、新町名称の後には旧町名は使用しない。それから、大字名につきましては、両町においては同一名がないので現行のとおりとするという調整方針にしております。</p> <p>その下のずっと表書いておりますけれども、神崎町におきましては19のいわゆる行政組合、集落自治区域でございますけれども、19区域ございまして、大字が19という状況でございます。それから、大河内町におきましては、集落自治区域といたしましては20区域あるわけでございますけれども、大字表示は長谷の中に5地域ございますので、これを一つになりまして15大字区域というふうになっております。</p> <p>大字の名称につきましては、ごらんの表によりまして、同じ名称がないということでございますので、新町名大字どこことというような表示、調整をしたというところでございます。</p> <p>以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明がありました町名・字名の取扱いにつきまして、何かございましたらご質問を受けたいと思います。</p> <p>ご質問、ご意見ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
小寺（議長）	<p>特にないようでございますので、ここで採決に入りたいと思います。</p> <p>協議第45号町名・字名の取扱いにつきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
小寺（議長）	<p>挙手全員であります。よって、協議第45号町名・字名の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。</p> <p>次に、協議第46号総務関係事務事業（その1）選挙関係事務事業の取扱いにつきまして、分科会会長の説明をお願いいたします。</p> <p>大河内、三谷会長、お願いします。</p>
三谷（課長）	<p>総務企画分科会の大河内の三谷でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>それでは、協定項目 2 4 - 2 選挙関係事務事業の取扱いについてご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、選挙関係につきましては、基本的には公職選挙法という大きな法律の中でそれぞれ取り扱っておりますので、両町における選挙事務についての大きな違いというものはないということで、あらかじめご了承をお願いしたいと思います。</p> <p>そういう中で、個々の事務でございますが、資料 4 の 4 ページ以降にそれぞれ両町の活動を添付しておりますので、この内容を説明しながら調整方針等を申し述べたいと思います。</p> <p>まず、選挙管理委員会ですが、これもそれぞれの町には選挙管理委員会の委員さんを 4 名置くということで、地方自治法上定められております。しかしながら、合併することによりまして旧町というんですか、それぞれの町の委員さんにつきましては合併時点で失職という形になります。その中で、新たな町が発足をしますと 5 0 日以内に、首長というんですか、町長の選挙をしなければならないということになってきますので、そういう部分について新しい町での議会で選挙管理委員さんが選挙をされるまでの間、暫定的な選挙管理委員会を設けるという法律の定めがございます。</p> <p>そういう形の中で取り扱いますので、新町が発足する時点におきまして両町の選挙管理委員会の委員さん 8 名のご選任をして、暫定の選挙管理委員会の委員さん 4 名を任命しまして、首長の選挙をするという形になります。そういう形の中で取り扱います。</p> <p>5 0 日以内に選挙をしなければならないという状況に出てきておりますので、暫定の選挙管理委員会につきましては、後の選挙の執行の関係の中から願えれば、神崎町から 2 名、大河内町から 2 名という選出の方法で調整をいたしたところでございます。</p> <p>また、選挙の管理委員会につきましては、公職選挙法に基づきますが、それ以外に町独自、細部に係りますところの選挙管理委員会規程というものがございます。選管の委員長の印鑑等のことを定めなければならないわけなんですけど、そういう部分につきましては、現行の内容を基本としまして、新しい町が発足するまでにその規定の内容を調整するというようになっております。</p> <p>次、4 ページから 6 ページにかけてですが、これは町の選挙管理委員会が執行しなければならないという選挙の内容を掲げております。1 つは農業委員会の委員さんの選挙、もう一つは財産区委員会の委員さんの選挙、それから町長の選挙、それから町議会の議員さんの</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>選挙、これについてはそれぞれ町の選挙管理委員会が執行するという形でございます。</p> <p>両町の現状でございますが、それぞれの委員さんの定数とか委員には差がございますが、選挙の執行方法については、これも先ほど言いましたように公職選挙法に基づいて実施しておりますので、両町ほとんど差異はございません。しかしながら、立候補の届け出に用いる用紙または選挙運動に用いる用紙については両町差異がございます。それらにつきましては、これを統一する必要が出てきます。これも、公職選挙規程という選挙の規定の中でそういう用紙等も定めますので、選挙規程の整備に合わせて、合併までに、新町が発足するまでに用紙等を統一していくということで調整をいたしております。</p> <p>次、6ページでございますが、選挙の投票区、それから開票区の関係でございます。</p> <p>まず、投票区につきましては、神崎町は現在15投票区、それから大河内町につきましては10投票区があります。今年の3月1日現在のそれぞれ投票区の実定選挙人の名簿登録者数は6ページの下の方の欄に書いてありますような状況でございますが、神崎町では全体で6,716人の名簿登録者数がございます。また、大河内町につきましては、10投票区で4,296人という状況になっております。これにつきましても、それぞれ選挙の実定選挙人の方の便宜等を図るという形の中で現在の投票区等が設定されておりますので、投票区の数につきましても現行どおりの25投票区といたしております。</p> <p>また、開票区ですが、開票区につきましては、神崎町・大河内町ともに1開票区といたしております。これは開票の集計をして即時に広報するという形の中で1開票区といたしておりますので、新町においても開票区は1開票区といたしたいということで、上程をいたしております。</p> <p>しかしながら、開票場所等それぞれの投票場所の距離が従来より長くなるということが想定されます。現在、投票時間は8時まででございますが、開票時間を開始時間を9時といたしておりますが、その辺は投票箱を送致するという時間等のことも考慮する中で、開票時間については新町が発足までに現実的な部分を含めて調整するというようにいたしております。</p> <p>それから、去年の12月から選挙法が変わりまして、期日前投票という制度が講じられました。従来の不在者投票に似たものでございますが、この部分につきましては神崎町につきましては期日前・不在者</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>投票所については役場 1 カ所で設置をされております。また、大河内町につきましては、本庁の役場と、それから長谷支所、それぞれ 2 カ所に設置をいたしております。これにつきましては、期日前投票と申しますが、今までの不在者投票と違いまして投票用紙をそのまま投票函に入れるというようなことでございます。そういうことで、立会人、また管理者、事務機械等についても、投票所と同じような形態をとるとい形になっております。この点につきましては、今後その選挙に携わる職員等、それからあとは経費の問題、それからあとそれぞれの投票所に、期日前投票を行いました過去の実績等を踏まえる中で、設置場所についての内容を新町が発足するまでに調整をするということといたしております。</p> <p>次、最後にですが、ポスターの掲示場でございます。</p> <p>ポスターの掲示場につきましても、その枚数は法律で定められております。法定数ですが、神崎町については 105 カ所、大河内町については 71 カ所ということで、7 ページの下の方に書いていますように、それぞれの投票区ごとにそれぞれの設置枚数をつけております。この中で、神崎町は投票区ごとの法定数どおりの設置場所でありまして、大河内町につきましては山が、ここの法定数を定める基準につきましては面積と有権者数、名簿登録者数によって定められます。そういう中で、大河内町につきましては、山の面積が広い部分があるという中でその法定数、町全体の法定数は変えていないんですが、それぞれの投票区間の移動をしているというところで少しこの辺の差があったわけなんです、それぞれの設置されている現状、可住面積なり、また有権者数との比較をしていきますと、両町それぞれ適正に配置されているという状況でございますので、こうした掲示場につきましても現状の設置枚数で新町に引き継ぐということで調整をいたしたところでございます。</p> <p>以上が選挙事務にかかわりますところの取扱いの調整の内容でございます。以上です。</p> <p>小寺（議長） どうもありがとうございました。 ただいま説明が終わりました。 これにつきましてご質問等をお受けをいたしたいと思っております。 ご質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>小寺（議長） ないようでございますので、ここで採決に入りたいと思っております。 協議第 46 号総務関係事務事業（その 1）選挙関係事務事業の取扱</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>井上（課長）</p>	<p>いにつきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p> <p>賛成全員であります。よって、協議第46号総務関係事務事業（その1）選挙関係事務事業の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。</p> <p>続きまして、協議第47号農林水産関係事業（その2）の取扱いにつきまして、担当の分科会会長の説明をお願いいたします。</p> <p>井上分科会会長、お願いします。</p> <p>それでは、農林水産関係事業につきまして説明させていただきます。神崎町の産業課井上でございます。</p> <p>まず、1番目の農業共済事業でございますけれども、農業共済事業については、大河内町・神崎町とも平成2年度より中播農業共済事務組合に加入をしておりますので、そのまま新町にも引き継ぐということでございます。</p> <p>なお、合併等によりまして構成町等の変更があった場合につきましては、農業共済事務組合におきまして、関係自治体によって規約の改正等調整していただく予定にしております。</p> <p>続きまして、生産組織育成及び農業関係団体でございます。</p> <p>資料の5ページをお願いいたします。</p> <p>神崎町におきましては、19集落に営農組合を設立しております。大河内町におきましては、20集落の農会と、そのほか20集落のうち12集落で営農組合が設立されておりますので、神崎町では営農組合協議会と言ってましたけども、大河内町では農会ということで、特に行政からのお願い事を農家にする場合に農会という組織でお願いしておりますので、神崎町におきましても大河内町と同じく農会また営農組合、同じような取扱いしておりますので、農会ということで組織を運営していきたい、このように思っております。</p> <p>また、営農組合は別個に営農組合の関係、非常に町との関係も含めた会も開催する予定をしております。</p> <p>続きまして、神崎町の営農組合長手当並びに営農組合への補助金でございますけれども、大河内町の例によりまして農会長手当と農会補助金ということで、実態は今までどおりでございますけれども、調整するということでございます。額につきましては、新町発足までに調整するということでございます。</p> <p>また、各補助制度でございますけど、5ページのところに、神崎町では補助金と手当のほかに特定作物種子対策事業ということで、転作</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>の推進ということで転作種子の半額以内の助成をやってきたわけなんですけども、あと大河内町におきましては高性能機械の導入、また大型機械の更新補助金ということで、もちろんこの町単独事業でございますけども、当然これに先立っては国、県の補助金を優先的に活用して導入するというわけでございますけども、補助等にかからない、対策にかからない場合について町単独の補助事業をもって行うということでございますけど、この規定につきましては先ほど言いましたように新町発足までに調整するというところでございます。</p> <p>続きまして、生産組織育成事業でございますけども、6ページの方にありますけれども、生産組織でございますけども、神崎町では11部会、農協主体の事務局でございます。神崎町におきましても、活動が停滞しておった、今農協の合併等でなかなか事務局が活動できないということで15年度から補助金を出しておりません。大河内町につきましても、16年度から一時凍結ということで、活動とか補助金等が余り使われておらないということで、活動が停止されているということで、16年度から凍結ということになっていきますんで、両町とも同じ扱いとなっております。</p> <p>したがいまして、この件につきましては現状を十分把握して新町発足までに調整するというようにしております。</p> <p>キャベツ価格安定基金制度の補助金でございますけども、これは農協を主体としまして北部3町で行っておりますので、現行のまま引き継ぎたい、このように思っております。</p> <p>続きまして、神崎町には、集落営農振興協議会と申しまして、農協、役場、営農組合長等で開催します協議会がございますんですが、これについては神崎町単独でございますし、大河内町におきましては農事部会という組織もございます。これにつきましては新町発足までに調整するというようにしております。</p> <p>続きまして、農業融資でございますけども、農業融資につきましては、現在のところ大河内町・神崎町両町とも融資につき借入れの方ございません。そこで、国、県の融資制度をそのまま引き継いでいくということでございます。新町発足後において、利子補給等、県の指導も受けた中で借入れ等の、今のところございませんけども、利子補給制度も検討していきたいなということでございます。</p> <p>続きまして、林業振興補助事業でございます。</p> <p>神崎町におきましては、木工芸センターを運営しております。森林組合に委託しております。また、年に1回、神崎木材フェアを実施</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>しております。これも森林組合に委託しております。大河内町ではございません。この木工芸センターにつきましては、新町に引き継ぐと。木材フェアについては継続を基本に両町の森林組合と協議し調整していきたい、このように思っております。</p> <p>森林体験学習でございますけども、木材フェアにつきましては先ほどのとおり森林組合と協議しながら調整していくということでございます。</p> <p>森づくりオーナー制度については、神崎町で今取り組んでおりますけども、特に集落で里山整備を兼ねたものでございまして、特に集落で行っていただいておりますので、現状のまま引き継ぎたいと思いません。</p> <p>緑の少年団でございますけども、大河内町の例により調整するというところでございます。資料につきましては、7ページの下から2つ目ぐらいの欄のところでございます。緑の少年団でございますけども、神崎町においては19集落ありますけども、18集落、といいますが、は作畑と新田の集落が少ないので、そこを一団といたしまして18団で、1年生から6年生、子供会を中心にして活動しているということでございます。大河内町につきましては、各小学校ごとに5、6年生を対象に活動を行っているということで、このたび大河内町の実際に活動も6年生を主体にやっておりますので、大河内町の例によって調整していきたいと考えております。</p> <p>続きまして、2ページの方で、猟友会の関係でございますけども、猟友会の補助金でございます。猟友会については、当分あわせて両町の猟友会と協議して調整するというところでございます。</p> <p>この7ページ、猟友会の活動補助金でございますが、7ページの一番下でございますけども、神崎町においては有害鳥獣の駆除ということで年間30万円、それと大河内町では一般駆除と保護区の駆除ということで70万円の補助がされておりますけども、これにつきましては一度猟友会とも組織等とあわせて協議していきたい、このように考えております。</p> <p>有害鳥獣の捕獲助成でございます。</p> <p>これにつきましては、大河内町については野猿捕獲助成ということで、神崎町には余り猿の被害がないんですけども、この被害についての補助制度を継続していくということで、他の鳥獣と書いてありますけども、この辺はヌートリアもたくさんいますので、農作物がございまして、この辺も踏まえまして調整していきたいなと考えております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>す。</p> <p>8番の有害鳥獣防止対策事業でございますけども、神崎町におきましては、国、県の制度によって有害鳥獣の防護策を行っておりますけども、大河内町につきましては、単独で制度を持っておられるということでございます。単独といいましたら、当然大河内町さんとしまして、県の助成ということを基本にされておりますけども、その対策が得られない場合に町の助成制度で農作物の被害防止に努めているというところでございますので、この項につきましても大河内町の例によって改編する。国、県の補助事業がもらえないところについては、農作物等を守っていくために制度を残していきたいということでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただいま説明が終わりました。</p> <p>この件につきましてご質問等がありましたらお受けをいたしたいと思えます。</p>
廣納委員	<p>廣納委員、どうぞ。</p> <p>神崎町の廣納です。</p> <p>まず、第1番目の農業共済についてお尋ねいたします。</p> <p>中播の農業共済と姫路市等の農業共済の合併問題はどの程度まで進んでおられるのか。</p>
小寺（議長） 足立（会長）	<p>会長、ご答弁してください。</p> <p>管理者でございますので、私から状況を報告させていただきます。</p> <p>中播農業共済組合の事業につきましては、これまで夢前町を含む6町で鋭意事業を進めさせていただいておりますが、このたび姫路市及び安富町から組合に加入の申し出がございまして、管理者で協議をいたしました結果、これを受け入れることといたしました。そこで、これまでの議論を踏まえまして、13日の日に第1回の共済事業推進協議会を開きまして、予備協議書について議論をいたしておるところでございます。</p> <p>そこで、今後のスケジュールにつきましては、この10月以降に、あるいはまた11月上旬に予備協議書に承認をいたしまして、その後議会の議決を経まして、もしこれが知事の許可を得た日が多分起算になると思いますが、平成17年4月1日から姫路市と安富町を含む区域、市町で組合を施行するという形になる関係で、名称につきましては中播農業共済事務組合ということで、これにつきましては後ほど加</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 廣納委員</p>	<p>入をしていただくということになります。</p> <p>なお、分担金、いわゆる市町負担金等につきましては、これまでの30%の均等割を変えまして、均等割を5%に軽減するということになります。この関係につきましては、いろいろ事業基盤を拡大することによって、非常に農家に安定的な共済事業が施行できるということ、それから各農家の負担を増やさない状況の中で、我々町の負担を増やさない状況の中で、サービスにつきましてはこれまでどおり停滞をさせないという基本方針の中で、事務費の調整を行っているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>廣納委員、どうぞ。</p> <p>濟いません、廣納です。</p> <p>その場合に、中播共済と姫路市の共済のいわゆる悉皆調査から共済災害金の支払いまでの手続にかなりの差異があるというふうに聞いておるんですけども、それはどのように調整するものか。</p>
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>会長。</p> <p>これは中播農業共済事務組合の例を基本にして調整するということが基本方針であります。</p>
<p>廣納委員 小寺（議長） 廣納委員</p>	<p>はい、わかりました。</p> <p>ほかにございませんか。</p> <p>廣納委員、どうぞ。</p> <p>濟いません、私ばっかしで。生産組織についてお尋ねしたいんですけども、営農組合、神崎町はすべてあって、大河内町は12ですか。神崎町も営農組合が円熟期を迎えて次の一手が打てないままちょっと苦労しとんですけれども、運営についてですけれども、大河内町は営農組合は農家から拠出金をもらってる営農組合というのは幾らぐらいあるんですか。</p>
<p>小寺（議長） 谷口（副課長）</p>	<p>大河内、谷口副課長、お願いします。</p> <p>失礼いたします。大河内町役場まちづくり課の谷口です。</p> <p>ただいまのご質問の件でございますけども、各営農組合とも負担金というものは恐らく取っていないと思います。</p>
<p>廣納委員 谷口（副課長）</p>	<p>独自で運営をしておるということですか、経営は。</p> <p>経営は、基本的には農作業の受委託というものが基本になりますので、作業受託の受託料を各農家からもらいながら、それを基本に、今まででしたらそれにあわせて転作に関する助成金等によりまして賄っておられると思います。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
廣納委員	<p>そうすると、転作の助成金は農家個々には入らないんですか、大河内町。</p>
谷口（副課長）	<p>手続的には二通りあるわけですけども、一たん農家に入ったものを農家から営農組合に出すというのと、それから手続的に委任を受けて、それで営農組合の方へ交付するという方法と二通りあるように思っています。</p>
廣納委員	<p>そうすると、神崎町と大河内町合併した場合に、農家個々の助成金の手取額がかなり差異が出てくると思うんですけども、それはどのように調整されるんですか。</p>
谷口（副課長）	<p>そのことに関しましては、今後今から詳細な部分を把握をしていながら、各営農組合なりと協議をし、またまとめていって調整をして取りまとめていきたいと考えています。</p>
廣納委員	<p>はい、わかりました。</p>
小寺（議長）	<p>それで、続いて申しわけないんですけども。</p>
廣納委員	<p>廣納委員、どうぞ。</p>
廣納委員	<p>産地づくり助成金というのがあるんですけども、神崎町は、麦、大豆、小豆に対して、平均4万円から4万3,000円の範囲内ですけども、大河内町は幾らぐらいを予定しておるんですか。</p>
小寺（議長）	<p>大河内町、谷口副課長、お願いします。</p>
谷口（副課長）	<p>ただいまの産地づくり交付金の交付内容の件でございますけども、転作助成金にかわりまして、新しく産地づくり交付金できたわけですけども、内容といたしましては、従来から転作に取り組んでいただいています麦、大豆、小豆とか、そういうものを中心に従来の転作作物が引き続いて継続して産地形成されるような形を考えて、新たな特殊な部分については今の取り組み例の中には入っていません。</p> <p>それで、金額的には今言われました神崎町さんと同程度の金額でございまして、団地形成がされてない場合は2万円から、団地形成がされている場合には4万円ぐらいの幅の中で、いろんな形成要因が二、三ありまして、団地形成しているしていないというようなことも含めて、若干の金額の差はございますけども、神崎町さんが設定しておられる金額とそう差異はないように思います。</p> <p>以上です。</p>
小寺（議長）	<p>廣納委員、どうぞ。</p>
廣納委員	<p>そうしてまいりますと、産地づくり助成金というのは平成19年、18年でなくなるわけございまして、以後担い手の経営安定対策というものを受けなければ、これはならなくなると思うんです。昨今の</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長） 谷口（副課長）</p>	<p>状況からいうて、産地づくり助成金がなくなって助成金が全然なくなるということじゃないけれども、増額されるようなことはないと思います。神崎町には担い手の経営安定対策を受けられるような営農組合が3つか4つございますけれども、大河内町にはその直接支払いのそれを受けられるような営農組織はあるんですか。</p> <p>大河内、谷口副課長。</p> <p>ただいまのご質問の件に関しましてお答えさせていただきます。</p> <p>規模的なものを事細かにまで把握はしてないわけですけども、なかなか今言われたような制度に該当してやっていけるような営農組合の組織はなかなか難しいように思います。規模的に、内容的に、から考えて、そこそこ現実に大きくやっておられるところがあるわけですけども、そこまでの形がとれるというところは現状の中ではなかなか厳しいというような状況に把握させていただいております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>小寺（議長） 廣納委員</p>	<p>廣納委員、どうぞ。</p> <p>そうやってまいりますと、新町ができて一番先直面する問題はこの農業問題と思うんですけども、かなり大河内町と神崎町の農家個々のいわゆる減反助成金の額に差があるというところがございますが、中には私聞いたところによりますと、全く第1次農業構造改善事業が始まって以来、減反をしても一銭の金ももろうたこともないという集落があるそうです。</p> <p>この辺の調整はお願いををするとして、経営安定対策が受けられなくなって、補助金、助成金の額が減額されてきたときに、その営農組合を運営していくのに新町において助成をしてくれるのかどうかということ、ちょっと聞きたいと。</p>
<p>小寺（議長） 足立（会長）</p>	<p>会長。</p> <p>この辺の問題につきましては、非常に財源的な面があるんで難しいと思いますが、私はこれは合併のメリットを生かして、申し上げますのはそういった大河内町では営農組合に基盤づくりができてないというところがございますんで、これはやはり合併を契機にそういった基盤づくりを早急にやっていただく努力、いわゆる政策的な努力する必要があります。そういうことから、次の公的政策については受け入れ体制を整えていくということが合併によるいわゆる至高の施策であろうと、このように思いますので、そういう方向で努力していただきたいというように申し上げておきたいとします。</p>
<p>廣納委員</p>	<p>はい、わかりました。ありがとうございました。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
<p>小寺（議長）</p> <p>立岩委員</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>立岩委員、どうぞ。</p> <p>大河内町の立岩と申します。</p> <p>6ページの生産組織育成事業のところ、神崎町に特産開発部と書いてありますが、どのような組織なんですか。これは法的な役場の嘱託とか、そういうふうなのではなく、グループとかそういうふうな組織があるんでしょうか。どういうふうな組織なのか、お尋ねいたします。</p>
<p>小寺（議長）</p> <p>井上（課長）</p>	<p>神崎町、井上課長。</p> <p>神崎町、井上課長でございます。</p> <p>この生産団体、11団体ございますけれども、すべて任意の団体でございます、それぞれ特産物開発ということで婦人層の方がされていまして事務局は農協でございますけれども、大勢の方が、そういうものを作っておられるグループでございます。</p>
<p>立岩委員</p>	<p>わかります。</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ほかにございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>ご質問がないようでございますので、それではこの件につきまして採決をいただきたいと思えます。</p> <p>協議第47号農林水産関係事務事業（その2）の取扱いにつきまして賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>挙手全員であります。よって、協議第47号農林水産関係事務事業（その2）の取扱いにつきましては、原案どおり可決されました。</p> <p>これで本日提案の協議事項5件につきましてはすべて承認をされました。</p> <p>次に、提案に移る前に約10分間休憩をいたしたいと思えます。</p> <p>再開は3時55分となります。</p> <p>午後3時45分 休憩</p> <p>午後3時57分 再開</p>
<p>小寺（議長）</p>	<p>再開いたします。</p> <p>提案事項に移りたいと思えます。</p> <p>今回の提案事項につきましては、提案第37号議案議会議員の定数及び任期の取扱いについて、提案第38号議案農林水産関係事業（その3）の取扱いについて、提案第39号議案消防団の取扱いについての3件が提出されております。一括して事務局から説明をいたしま</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
浅田（事務局）	<p>す。</p> <p>浅田次長。</p> <p>それでは、お手元、まず提案第37号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>議会議員の定数及び任期の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年10月15日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>この項目につきましても、最初の協議でいただきました新町建設計画と同様に、合併までに決めておかなければいけない項目でございます。</p> <p>そして、資料ですけれども、まずお手元真ん中、中央にページ数が打っておりますけれども、4ページの方をお開きいただきたいと思います。</p> <p>こちらの方に、まず市町村の議会の議員の定数につきまして、地方自治法という法律で定められておるところでございます。その第91条というところに、市町村の議会の議員の定数は条例で定めるということになってございます。</p> <p>現在、神崎・大河内につきましては、1から11までございます第3号の人口5,000人以上1万人未満の町村18人という、これが定数で最高でございます。そういった中で、神崎町は現行が14名、大河内が12名と、計26名の議員さんでございます。</p> <p>そして、新町になりますと、第4号の人口が1万人以上2万人未満の町村、現行ですと1万3,800名程度の町になりますので、上限の定数が22名ということが法律でうたわれております。この22名の以内であればいいというところでございます。</p> <p>そして、下の方に市町村の合併の特例に関する法律、中段より下に少しございます。これが今回新しくこの地方自治法以上に強い法律といたしますか、こういう特例措置が認められておりますよという条文でございます。</p> <p>まず、第6条というところで、1点目が議会の議員の定数に関する特例という条文でございます。そして、その下、少し8という番号の下に両括弧で議会の議員の在任に関する特例といった、こういうものが特例で認められております。条文等をご説明申し上げませんが、後ほど表の方で比較をさせていただきたいと思います。</p> <p>こういった法律に基づきまして、この議会議員の定数及び任期というところで、1ページお返しいただきまして、3ページの方でその方</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>法ということで3つの方法を書かせていただいております。</p> <p>まず、町長につきましては、現在のところ神崎・大河内新町になる場合、合併の目標期日、これを平成17年11月1日ということで確定をいたしております。したがって、町長は17年10月31日をもって失職をすると。11月1日以降はその町長にかわります新町の職務執行者という方が、新しい町長が決まるまでの間、行政を運営していく、役場の業務を運営していくということになってございます。</p> <p>議員さんも同様に、本来ならば、10月31日で両町の議員さん全員失職をするわけなんですけれども、先ほどの法律が適用されまして同時に失職もできますし、また何カ月、2年という範囲内で在任ということで旧町の議員さんが残るということもできるように、法律でなっております。</p> <p>また、真ん中の定数に関する特例、先ほど申し上げました法律の第6条では、定数の22人の2倍を超えない範囲で、44人以内でのそういう定数による適用ができると。これにつきましても、設置の日から50日以内に設置選挙といったことが、その下の公職選挙法の方で認められておるというところでございます。</p> <p>そして、大変恐縮なんですけれども、飛び回って申しわけございませんけれども、一番最後、5ページの方をお開きいただきたいと思います。</p> <p>これは県内の他の地域の議員さんの定数及び任期の取扱いにつきましてはの状況でございます。篠山市から一番下の西脇市・黒田庄町、それぞれこちらの方で合併期日また人口、合併前の議員総数、合併後の法定数、合併後の議員定数といった形が出ております。</p> <p>こちらの方で、いろんな適用されておりますので、少しご紹介をさせていただきます。</p> <p>まず、上から4つ目のこの北に位置をいたしております生野・和田山・山東・朝来、朝来市になる予定でございますけれども、こちらの方は先ほど申し上げました在任特例ということで、7カ月間、旧町の議員さんがすべて残るということで、在任特例といったものを使われます。</p> <p>そして、下の方にいっていただきまして、下から3つ目、この西に位置をしております宍粟郡の山崎町・一宮町・波賀町・千種町、4町で宍粟市という形で名称が決まっております。こちらの方は先ほどの在任特例を適用いたしません。しかし、選挙区を設けられます。合併</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>後最初に行われる設置の選挙に限るんですけども、この4町にそれぞれ議員さんの定数の数を割り当てられております。山崎が13名、一宮7名、波賀が3名、千種が3名という形で、これは合併後最初に行われる設置選挙のみに適用されるというところでございます。</p> <p>また、その下の神崎町の東でございます中・加美・八千代の方ですけども、こちらの方では在任の議員さんの特例を適用せず、新しい町長さんと同じ日に選挙を50日以内に行うというふうに決められております。</p> <p>こういった形で、県内また全国でもこの議会議員さんの定数及びその任期の取扱いにつきましては、それぞれの地域でまちまちでございます。そういった中で、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。</p> <p>そして、表の2ページの方に少し戻っていただきたいと思います。</p> <p>新設合併、いわゆる対等合併の場合ですけども、こういう場合は議会議員さんは合併時の前日をもってすべて失職となります。したがって、町長と同様、合併の日から50日以内に選挙を行うことに通常はなるところでございます。</p> <p>しかしながら、合併という特殊な事情を勘案する中で、先ほどの合併特例法といった中で、この先ほど申し上げましたような在任特例等のそういった特殊な法律になってございます。</p> <p>1つには、定数特例ということで、合併後50日以内に行われる設置選挙におきまして法定定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることが、まずできます。</p> <p>それからもう一点は、在任特例ということで、町長は失職をし、新町職務執行者になるんですけども、その間もいわゆる旧町の議員さんで在任をして、かつ2年を超えない範囲で引き続き議員として在任することができるようになってございます。</p> <p>いずれの制度を適用することにいたしましても、合併の理念を念頭に置く必要がございます。合併直後の重要な時期に議会が存在しないことは望ましくないというところでございます。また、合併後調整するとされた協議事項も大変多くございますし、合併後の過渡期における新町の予算編成並びに執行及び実効性を、及び新町建設計画の事業実施につきましては、合併調整に参画をいただきました議員が責任を持って審議することがその実効性をより高めることができると考えられます。したがって、一定期間在任することが望ましいという考えを持ってございます。</p>

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>在任期間につきましては、旧町からの引き継ぎを含む新町の18年度予算決定後の4月末までとすることが適当でございます。</p> <p>新町における議員の定数につきましては、法定定数22人が上限でございますけれども、現行におきまして両町とも法定定数を下回っております。したがって、県下各町の現状や人口などを勘案すると、新町では16名ということが適当であるという課題、問題点を含めまして調整をされております。</p> <p>この調整につきましては、実は経緯を申し上げますと、両町26名の議員さんで本年9月2日に両町議会で合同の会議を開催をされました。そういった中で、やはり26名でなかなか協議するには難しい問題であるといった中で、両町から5名ずつの調整委員を選出し検討しようじゃないかということで、検討なされました。</p> <p>そして、9月7日に両町5名ずつの計10名の調整委員会というんですか、そういったものを構成をされまして、9月14日、10月4日の2回にわたりまして調整をされまして、今回の経緯になっております。</p> <p>大河内町では、10月7日の合併問題調査特別委員会の方でこのことにつきましては報告をなされております。そういう中で、両町の議会におきましては、在任特例といった声が出てございます。</p> <p>そして、調整方針といたしまして、議会議員につきましては、市町村の合併の特例に関する法律の第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年4月30日まで引き続き新町の議会議員として在任する。在任期間の終了後の議員の定数は16名とするということで、これまで両町の議会並びに議会事務局等の調整、幹事会、そういったものを踏まえましてご提案をさせていただきたいというところでございます。</p> <p>続きまして、提案第38号につきましてご説明申し上げます。</p> <p>農林水産関係事業(その3)の取扱いについて提出する。</p> <p>平成16年10月15日、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>資料1枚おめくりいただきまして、農林水産関係のその3ということで3項目ございます。</p> <p>まず、課題、問題点といたしまして、まず農業研修施設、体験農業施設の管理というところでございます。</p> <p>3ページの方に、その施設の現況比較ということで上げさせていただいております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>神崎町にはグリーンエコーの下にございます農村環境改善センターが ございます。これは管理をグリーンエコーに委託し、委託料74万 5,000円、利用料金等につきましてはそこに掲載をさせていただ いておるとおりでございます。</p> <p>そして、使用は教育委員会関係の特に児童の関係で使われておりま すきらきら館でございます。こちらは補助事業の関係でこういう農家 労働の軽減支援施設という補助金事業を使われておりますので、その 管理は使用する教育委員会ということで、15年度の利用計画、実 績、また利用料金等を上げられておるところでございます。</p> <p>一方、大河内町では、大河内水車公園の農林漁業体験実習館という ことでございます。こっとな亭の食堂部分とそば打ち等ができる体験 実習館、それらを総合いたしまして大河内水車公園になってございま す。こちらの方も農業農村活性化、農業構造改善事業という長い補助 金のメニューで建設をいたしました施設でございます。</p> <p>それから、長谷にございますホテル「モンテローザ」にわくわく公 園といったものを、これも中山間地域の総合整備事業で公園を整備い たしまして、ホテル「モンテローザ」に委託をいたしております。</p> <p>そして、峰山の方の散策道なんですけれども、これも新山村振興事 業並びに兵庫県の自治振興事業で散策道を整備をいたしてありまし て、その管理運営につきましては峰山高原ホテルの方に委託をさせて いただいております。</p> <p>これらの両町の施設におきます管理及び運営方法につきまして差が ございます。また、料金等につきましても検討する必要があるという 課題点、問題点につきまして、2の調整方針の方で、農業研修施設及 び体験農業施設の管理運営並びに利用料金等につきましては現行のま ま新町に引き継ぐということで、調整をいたしたところでございま す。</p> <p>2点目の特産物の施設管理につきましては、町と、直営と管理運営 を行っている場合がございます、運営体制及び支援内容に差がござ います。</p> <p>そちらの方も3ページの方でございまして、神崎町の方ではヨーデ ルの森、新田ふるさと村、かんざき大黒茶屋、神崎町フードセンタ ー、大河内では先ほど申し上げました水車公園の中の体験実習館とい うことでございます。</p> <p>こちらの方につきましては、調整方針といたしまして、運営主体の 役割や経営内容等を勘案し、個々の状況に応じました支援策を現在も</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>講じており、現行のまま新町に引き継ぐということで調整をいたしました。</p> <p>続きまして3点目、漁業協同組合の関係ですけれども、この関係につきましては、幹事会の方でも大変もめましたといいますが、議論をいたしましたところでございます。</p> <p>漁協につきましては、現在神崎町は越知川漁業協同組合、大河内は寺前と長谷にそれぞれ漁業協同組合2つで、3つの漁業協同組合がございます。それぞれ事務局が異なっておりますし、また補助の目的及び補助金額並びに支出の財源等が異なることから、調整をする必要があるという課題、問題点を抱えておるところでございます。その比較現況表につきましては4ページの方を少しごらんいただきたいと思っております。こちらの方に両町の漁協に関する比較表をつけさせていただいております。</p> <p>まず、神崎町の漁協の事務局につきましては森林組合の方が持たれてございます。大河内の寺前につきましては商工会の方に事務局がございます。長谷の漁協につきましては役場の長谷支所の方にございます。</p> <p>補助金につきましては、神崎町は町の一般財源を活用いたしまして15年度で60万円の実績、16年度で50万円の予定ということになってございます。なお、事業につきましては、神崎町の越知川漁協につきましては赤字ということで、不足部分につきましては、漁協が所持をいたしております積立金等を取り崩して財源補てんをしておるという状況でございます。</p> <p>一方、大河内町につきましては、両漁協とも少し事情が違っていて、それぞれの小田原川並びに犬見川、市川の水系を有しております寺前、長谷漁協なんですけれども、こちらの方につきましては、ご存じのようにダム建設の際にそれぞれの両漁協にそういった補償的な補助金といいますが、経費が出てございまして、それを基金として持っておりますので、15年度の補助金、それぞれ寺前、長谷、寺前では330万円、大河内では300万円、16年度の予定といたしまして両漁協とも250万円という形でそれぞれ振興基金という特殊な会計から経費を支出しておるという状況で、この漁協につきましては大きな差異があるところでございます。</p> <p>そして、そういった中で幹事会でもいろいろ議論する中で、その調整方針といたしまして事務局等の運営体制及び補助の制度、目的、金額等については、新町建設計画等における取り組み方針及び各漁業協</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>同組合の状況を勘案しながら、これも新町発足までに調整をしてまいりたいということでございます。それぞれ漁協につきましても独立した法人格を持ってございますので、それぞれの組合の思い、そういったものも十分ございますので、そういった漁協との調整も新町発足までに調整をいたしたいということで提案をさせていただくところでございます。</p> <p>最後に、提案第39号消防団の取扱いについて提出をするということでございます。</p> <p>平成16年10月15日提出、神崎町・大河内町合併協議会会長足立理秋。</p> <p>こちらの方も、幹事会を2回開催してなかなかまとまらなかったところがございます。</p> <p>まず、2ページの方をごらんいただきたいと思います。</p> <p>(1) 防災・防犯というところで2つ、1点目が地域防災計画、2点目が自主防災組織の育成・指導。こちらの方につきましては、協議が幹事会でもできまして、提案をきっちりとさせていただくようになりました。</p> <p>まず、両町には地域防災計画、これは全国の市町村に災害対策基本法第42条に基づきまして必ず設置をしなければならない計画がございます。当然のことながら、両町にはこういったものが策定をされております。そして、内容的にも大きな差異はございません。今回は、新町における一本化が必要であるという課題点につきましては、3ページの方で、地域防災計画につきましては旧町の計画を廃止し、県地域防災計画等との調整を図りながら新町発足後において新たに新町の地域防災計画を策定するという調整をいたしました。</p> <p>2点目の自主防災組織の育成・指導ということで、こちらの方につきましても、両町ともこの自主防災につきましては体制整備を行っております。しかしながら、その組織体制、防災の資機材の数、指導体制及び支援に係る体制等に相違が見られます。そういった部分を調整する必要があるということで協議を重ねました。</p> <p>こちらの方の現況比較につきましては、その資料の5ページの方を見ていただきますと、神崎・大河内の自主防災組織の概要が比較として見ることができます。</p> <p>神崎町の場合は、各集落の自治会(区)を基礎として、平成10年度に結成をなされております。組織数19組織で、組織率100%という形でございます。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>一方、大河内は県のモデル的なケースもあるんですけれども、若干そういう集落単位という形ではなく、組織ということで、1本部4支部体制といった形で、これまでの歴代消防団のOBの皆様方を中心に、こういった会長、総括副会長、事務局長というような組織で動いておるところでございます。</p> <p>そして、各支部の体制といたしまして、各支部の区長さんにリーダーになっていただき、婦人会の支部長さんにサブリーダーという形で、下に書いてございます第1から第4までの支部、これが行政集落の20集落が入っておるといいう組織体制になってございます。</p> <p>構成人員につきましても、本部関係が22名、第1から第4まではそういう人数をそこに明記しております人数で組織をされておるといいうところがございます。</p> <p>防災資機材の配備等につきましても、そこに明記しておるような形で大きな差異がございます。</p> <p>指導体制、支援体制につきましても差がございますので、そのあたりを新町においてどうするのかという中で、3ページの調整方針の方で、自主防災組織の組織体制及び指導体制につきましては、新町発足後速やかに大河内町の例により再編をする。なお、防災の資機材は現行のまま新町に引き継ぐという調整をいたしました。</p> <p>また、支援体制につきましては、活動補助金を支給する方向で新町発足までに調整をいたしますということで、1点目の防災・防犯につきましては、こういう形で調整をさせていただきました。</p> <p>(2)の消防団ですけれども、消防団につきましては、消防団組織、2点目の消防団報酬、3点目の消防団交付金、費用弁償、4点目の消防団施設及び車輛、5点目の消防団施設・機械器具・車輛の維持管理、6点目の防火水槽の整備、こういったところで両町大きな差異がございます。</p> <p>これにつきましては、資料の現況比較表としまして6ページから8ページまでの間に掲載をさせていただいております。</p> <p>組織、また団員数、任期、そういったものにつきましては、大きな差異はございません。ただ、団員の資格、そういったところで若干年齢の区分で差がございます。</p> <p>分団の組織につきましては、神崎町は集落名の分団を使わずに第1分団から第13分団という形で組織をされております。一方、大河内は、行政の区の形で行政区の15の中で分団を編成をいたしております。</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
	<p>消防団の報酬につきましても、神崎町は報酬という形で年額を出されておりますし、大河内町ではそういう規定はございません。逆に、訓練手当といった形で支出をいたしております。</p> <p>7ページの方では消防団の交付金、費用弁償についてでございます。</p> <p>こちらの方では、逆に神崎町は交付金、補助金等の支給制度はございませんが、大河内では消防団の活動交付金という形で、こういうふうな形で支出をさせていただいております。</p> <p>操法訓練の支援につきましては、そこに明記をいたしておるところでございます。</p> <p>続きまして、消防施設及び車輛につきまして、整備計画、現況、経費負担というところでございます。要約いたしますと、神崎町はこういう消防施設につきましてはすべて町の負担と、一方大河内では一部地元負担といったものがございまして、財産の取扱い、そういった部分で大きな差異があるというところでございます。</p> <p>8ページの方では、消防施設の機械器具・車輛の維持管理でございます。</p> <p>こちらの方につきましても、設備資材の管理方法、また点検その他ということで上げさせていただいております。基本的に、神崎町の方は町の方で対応されておりますし、大河内の方では分団で管理をされておる分、また一部町からの補助といった形で差異が発生をいたしております。</p> <p>それから、最後の防火水槽の整備についてでございます。用地の確保及び用地費につきましては、両町とも地元負担ということで同じでございますけれども、工事費につきましては神崎町は全額町がされます。大河内は2分の1町がし、2分の1は地元ということで大きな差異がございまして。</p> <p>これらをもとに幹事会で2度協議をいたしたんですけれども、なかなか明確な調整方針が出せませんでした。したがって、3ページの方の2の消防団の方で、消防団の取扱いにつきましては、平成18年3月31日までは現行のまま新町に引き継ぐこととし、あわせて両町において消防審議会等第三者機関、これにつきましては神崎町は従来この消防の審議会というものが設置をなされております。そういった中で、この消防の関係については議論をされてきておるところでございますが、大河内ではこういった組織はございません。したがって、大河内にもこれに類似した機関を設けて、そして両町で合</p>

発 言 者	議 題・発言内容・決定事項
小寺（議長）	<p>同で審議をいたし、平成18年4月1日から統一できるように調整を してまいるということで、幹事会の方で調整方針を出させていただきました。 消防団につきましては、本当に難しい部分があるということ でご認識をいただきたいと思います。</p> <p>以上で提案の説明を終わらせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>提案事項の3議案につきまして説明が終わりました。</p> <p>この3議案につきましては、次回の合併協議会で協議をしていただき ますので、よくご検討をしておいていただきたいと思います。</p> <p>それでは、これで提案事項は終わりました。</p> <p>その他について事務局お願いいたします。</p>
浅田（事務局）	<p>それでは、その他ということで、先ほどご提案させていただきました 3件につきまして、次回合併協議会で協議事項としてお諮りをした いということでございます。</p> <p>その次回の第13回の合併協議会の日程なんですけれども、10月 27日水曜日、当初の申し合わせどおり10月27日水曜日、お昼1 時半から、次回は神崎町のK - n e t の局舎の方で開催をしたいとい うふうに考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
小寺（議長）	<p>どうも、終わります。ありがとうございました。</p> <p>本日はどうもご苦労さんでございました。</p> <p>ありがとうございました。</p>